

協議事項に関する基本的な方向性について（追加資料分）

■ 特別区の名称・区域、本庁舎の位置

◆ 4つの特別区を設置

名称	区域（現行の行政区域）	本庁舎の位置
東西区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	現 淀川区役所
北 区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区	現 大阪市本庁舎
中央区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区	現 西成区役所
南区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	現 阿倍野区役所

□ 協議会での提案

区の名稱について、東西区を淀川区に、南区を天王寺区に変更

■ 特別区の議会の議員定数

名称	議員定数（例）			
	(1)	(2)	(3)	(4)
東西区	51人	41人	33人	18人
北 区	64人	52人	41人	23人
中央区	61人	49人	39人	23人
南 区	55人	44人	35人	19人
計	231人	186人	148人	83人

- (1) 近畿中核市6市平均の議員1人当たり人口で試算
- (2) 全国中核市で議員1人当たり人口が最大の八王子市並みで試算
- (3) 東京特別区で議員1人当たり人口が最大の世田谷区並みで試算
- (4) 大阪市の議員定数を参考に試算